

## 化学物質対策に係る行政検討会の見直しについて

### 1 趣旨・目的

化学物質に関する規制の見直しに際しては、「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」、「化学物質のリスク評価検討会」、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会」、「管理濃度等検討会」等、検討内容に応じて行政検討会を開催し検討を進めている。

これらの検討会は密接に関連しているものであるが、

- ・管理濃度の見直しの検討の際、発散抑制措置や保護具等を含めた検討の必要性が指摘される
- ・検討内容に一部重複する部分が認められる

等一定の整理が必要となっている。

このような状況を踏まえ、化学物質対策に係る議論をより効率的に進める観点から、行政検討会の見直しを行うこととする。

### 2 現在の化学物質対策に係る行政検討会とその役割

#### (1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

化学物質のリスク評価の基本方針の検討、リスク評価対象物質の選定等を行う。

#### (2) 化学物質のリスク評価検討会

化学物質の有害性、労働者のばく露実態から、化学物質による労働者の健康障害リスクを評価し、健康障害防止措置の必要性を検討する。

- ① 有害性評価小検討会（発がん性評価 WG、遺伝毒性評価 WG）
- ② ばく露評価小検討会

#### (3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

上記(2)の検討会等において、労働者の健康障害のリスクが高く、健康障害防止措置が必要とされた化学物質について、局所排気装置等の設置、作業環境測定や特殊健診の実施等、具体的なばく露防止措置を検討する。

#### (4) 管理濃度等検討会

作業環境測定及びその評価のため、作業環境測定対象物質の測定方法及び管理濃度の値等について検討を行う。

#### (5) 労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会（労働衛生課）

有害な化学物質等に係る特殊健康診断の項目、健康管理手帳の交付要件等について検討を行う。

### 3 行政検討会の見直しの方向

上記2に示した検討会のうち「管理濃度等検討会」については、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会」に統合する。